

法テラス特例法の制定及び総合法律支援法における被災者法律相談援助に関する実施期間の改正等を求める会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 国は、令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）について、東日本大震災における対応と同様に、発災当時被災地に住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」という。）を有していた者であれば資力を問わず日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）による法律支援援助、代理援助及び書類作成援助等をうけられること、裁判所における手続のほかに裁判外紛争解決手続（ADR）や行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為に関する不服申立手続などについても代理援助及び書類作成援助の対象とすること、事件の進行中は立替金の償還が猶予されること、等を含む法テラスの業務に関する特例法を制定すべきである。
- 2 国は、総合法律支援法第30条第1項第4号を改正し、同号が定める資力を問わない法テラスによる無料法律相談の実施期間の上限を、現在の1年から伸長するとともに、実施期間が上限に達した場合でも、政府の決定により延長することを可能とすべきである。

第2 声明の理由

1 能登半島地震被災地の現状

能登半島地震の発災から1年が経過したが、内閣府非常災害対策本部の発表によれば、令和6年12月24日時点での被害状況は、死者491名（うち災害関連死が261名）、負傷者1379名、半壊以上の住宅被害が2万9670件であり、平成23年に発生した東日本大震災以降、最大の被害が発生している。

また令和6年12月24日時点において、50名の被災者が避難所での生活を余儀なくされている。

被災地では復旧に向けた懸命な活動が続けられているが、被災地へのアクセスの困難さや自治体、関係事業者の人材不足もあり、公費解体の遅れなどの

問題が生じている。

石川県の発表によれば令和6年11月末日時点の公費解体見込棟数は3万2410棟であるのに対し、解体が完了したのは1万1020棟である。解体完了率はわずか34%にとどまっており、未だ生活再建の入り口にすら到達できていない被災者が多数存在する。

また被災者に対する支援制度の基礎となる罹災証明書についても、判定自体や、判定の基礎となる資料である住家被害認定調査票の情報公開等について問題が指摘されており、被災者の法律相談の要望は継続すると考えられる。

被災地では災害関連死の認定も増加しており、災害関連死の申請に関する相談や対応も継続する可能性が高い。

さらに各種支援金の申請、相隣関係など地震に起因する紛争の解決、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく債務整理を含む債務の処理など、今後も多数の法律相談や紛争解決の必要性が継続することが見込まれる。

また能登半島地震の被災地では令和6年9月に豪雨災害が発生し、能登半島地震の被災者のために建設された仮設住宅が浸水被害を受けるなど、多数の被害が生じており、被災者に対する法的支援の必要性はこれまで以上に高まっている。

2 法テラス支援特例法制定の必要性

総合法律支援法第30条第1項第4号は、政令で非常災害と指定された災害について、発災時に被災地域に住所等を有していた者を支援するため、発災の日から1年を超えない範囲内において、政令で定める期間に限り、資力を問わない法テラスによる無料法律相談（以下「被災者法律相談援助」という。）を実施することを定めている。

そして政府は令和6年1月11日に令和6年政令第6号を制定し、能登半島地震を総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する非常災害に指定した。これにより能登半島地震の被災地では、法テラスの事務所や市役所等での法律相談に加え、相談場所へのアクセスが困難な地域には移動相談車両を派遣する

などの対応が取られ、被災者法律相談援助は、能登半島地震の被災者を支援するために重要な役割を果たしていた。

しかし上述したように、総合法律支援法第30条第1項第4号は「発災の日から1年を超えない範囲内」という期間を設けているため、能登半島地震被災者に対する被災者法律相談援助は令和6年12月31日をもって終了した。

上記1で述べたとおり、能登半島地震の被災地では、今後も多数の法律相談や紛争解決の必要性が継続することが見込まれる状況であり、被災者法律相談援助が発災から1年で終了したことは、被災者に対する法的支援として極めて不十分である。

平成23年3月11日に東日本大震災が発生した際には、総合法律支援法第30条第1項第4号の非常災害指定の制度は存在していなかったが、平成24年3月23日に東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が制定され、同年4月1日から施行された。

この特例法では、発災時に被災地に住所等を有していた者に対し、資力を問わず法テラスによる法律支援援助、代理援助及び書類作成援助等を受けられること、裁判所における手続のほかに裁判外紛争解決手続（ADR）や行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為に関する不服申立手続などについても代理援助及び書類作成援助の対象とすること、事件の進行中は立替金の償還が猶予されること等が定められていた。

この特例法は3年間の時限立法であったが、複数回延長が行われ、最終的には令和3年3月31日まで延長された。

能登半島地震においては、東日本大震災以降、最大規模の被害が発生しており、災害からの復旧や生活再建が停滞し、法律相談や紛争解決の必要性が高い状況が継続していることに鑑みると、東日本大震災における対応と同様に特例法を制定し、法テラスによる支援を継続すべきである。

3 総合法律支援法改正の必要性

当会が経験した令和元年東日本台風（台風19号）災害の際にも、発災後1年で法律相談の需要がなくなることはなかった。能登半島地震の被災地でも、

発災から1年を経過した現在でも多数の法律相談や紛争解決の必要性が継続することが見込まれる状況にある。今後も発生が予想される大規模災害に対応するためには、総合法律支援法第30条第1項第4号を改正し、現在1年とされている同号による法律相談の実施期間の上限を伸長するとともに、実施期間が上限に達した場合でも政令による期間の延長を可能とすべきである。

以上

2025年（令和7年）1月17日

長野県弁護士会

会長 山崎 勝巳